

# 森と創る未来へのチャレンジ事業補助金交付要綱

制定 令和8年4月1日

## (趣旨)

第1条 この要綱は、萩市に豊富に存在する森林資源を活用し、森林の多様な機能発揮や豊かな暮らしづくりに向けて、未利用の森林資源の付加価値化を図ることを目的として、森林資源を活用した商品開発及び販売促進を行う者に対し交付する森と創る未来へのチャレンジ事業補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

## (補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表1に掲げる、森林資源を活用した新商品の開発、開発した商品の販売に向けた取組及び開発した商品の販路開拓に向けた取組とする。

## (補助対象者等)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額は別表2に掲げるとおりとする。

## (交付申請及び交付決定)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は補助対象事業の着手前に、交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類のうち必要なものを添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 個人情報の提供に係る承諾書
- (3) 本店又は主たる事業所の登記簿の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は前項の申請があったときは、申請書類の審査を行い、適当と認める場合にあつては補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をし、交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。また、適

当と認められない場合にあつては、不交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

- 3 補助金の交付は、補助対象事業を実施する年度の予算の範囲内において行うものとする。

（事業の内容の変更及び変更交付決定）

第5条 申請者は、前条第2項の交付決定を受けた後、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、変更承認申請書（別記第4号様式）に前条第1項各号に掲げる書類のうち変更内容が分かるものを添えて市長に申請しなければならない。ただし、市長が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があつたときは、申請書類の内容を審査し、前条第2項の規定により通知した交付決定額を変更する必要があると認めるときは、変更交付決定通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。また、適当と認められない場合にあつては、変更不交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。
- 3 交付決定を受けた補助対象事業の内容を変更する場合は、前項の規定による補助金の変更交付決定の前に着手してはならない。

（軽微な変更の範囲）

第6条 前条第1項ただし書の市長が定める軽微な変更は、別表2に掲げる重要な変更以外の変更とする。

（事業の中止）

第7条 申請者は、第4条第2項の交付決定又は第5条第2項の変更交付決定を受けた後、補助対象事業を中止しようとするときは、事業中止届（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（完了報告）

第8条 申請者は、第4条第1項の申請をする日（以下「申請日」という。）の属する年度に係る補助対象事業が完了したときは、完了の日から起算して20日以内又は申請日の属する年度の末日のいずれか早い期限までに、完了

報告書（別記第6号様式）に次に掲げる書類のうち必要なものを添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 補助対象事業に係る経費の支払を証する書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

（完了検査及び額の確定）

第9条 市長は、前条の完了報告書の提出があったときは、提出書類の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、確定通知書（別記第7号様式）により申請者に通知する。

（補助金の交付）

第10条 前条の確定通知を受けた申請者は、交付請求書（別記第8号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の交付請求書の提出があったときは、当該請求に係る補助金を申請者に交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第11条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。

- (1) 申請書及び提出書類の内容に偽りがあったとき
- (2) その他市長が補助金の交付を不適切と認めたとき

- 2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、申請者に対し、交付決定取消通知書（別記第9号様式）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、期間を定めて当該取消しに係る補助金の返還を命じるものとする。

（帳簿類の保管）

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助金に係る関係書類を整備し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して10年間保管しなければならない。

(財産の処分の制限)

第14条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数を経過した財産については、この限りでない。

(交付を受けた者の責務)

第15条 補助金の交付を受けた者は、事業実施後においても開発した商品の生産に市内の森林資源を使用し、市内の森林資源の利用拡大に貢献するように努めるものとする。

(協力の要請)

第16条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて開発した商品の販売状況等の情報提供を求めることができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1

補助対象事業	事業内容	事業費の具体例
森林資源を活用した 新商品の開発	<ul style="list-style-type: none"><li>・商品の開発に向けた試作</li><li>・商品の機能性、安全性や品質の確保等のための調査、試験</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・商品の試作に必要な資材等の購入費</li><li>・商品の試作に係る製作料</li><li>・商品の品質の試験費用、調査委託料</li><li>・関係する消耗品費、交通費</li></ul> 等
開発した商品の 販売に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・商品のブランディング</li><li>・商品の販売戦略の作成</li><li>・商品名やロゴの製作、パッケージデザイン</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・商品のブランド構築や販売戦略の作成に係る委託料</li><li>・商品名やロゴの製作料、パッケージデザイン料</li><li>・関係する消耗品費、交通費</li></ul> 等
開発した商品の 販路開拓に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・商品の販売に係る各種プロモーション (広報活動及び展示会や商談会への出展等)</li><li>・商品の試験販売</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・商品の販売に係る各種広告料、販売促進のための印刷製本費、商談会への出展経費</li><li>・商品の試験販売に係る会場使用料や物品等の賃借料、モニター等への協力謝金</li></ul> 等

別表 2

<p>補助対象者</p>	<p>次の①～⑤のいずれかに該当し、⑥～⑦の要件を満たす者</p> <p>①萩市内に住所を有する個人</p> <p>②萩市内で主たる事業活動を行う任意団体</p> <p>③萩市内に本店又は主たる事業所がある中小企業者（個人事業主を含む）、小規模事業者、小企業者、中小企業団体、協同組合</p> <p>④萩市内に主たる事業所がある社団法人及び財団法人、特定非営利活動法人</p> <p>⑤萩市内において概ね1年以内に新たに事業所を有し、事業を開始することが明らかであると認められる者</p> <p>⑥市税を滞納していないこと</p> <p>⑦本人又はその者と現に同居し、若しくは扶養する親族が暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である暴力団等反社会的勢力でないこと</p>
<p>補助対象経費</p>	<p>別表1に掲げる事業に要する次の経費</p> <p>報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、報酬、資機材等購入費</p> <p>なお、補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。</p>
<p>補助金の額</p>	<p>補助対象経費の1/2（上限100万円/件・年、事業計画に応じて最大3年/件）</p>
<p>重要な変更</p>	<p>交付決定額の増額</p>

別記第1号様式（第4条関係）

年度 森と創る未来へのチャレンジ事業補助金  
交付申請書

年 月 日

萩市長 あて

申請者 郵便番号  
住所  
電話番号  
メールアドレス  
氏名

年度において、森と創る未来へのチャレンジ事業を実施したいので、  
補助金 円を交付されるよう、森と創る未来へのチャレンジ事業  
補助金交付要綱第4条の規定により申請します。

添付書類

※以下に掲げる書類のうち必要なものを添えて提出すること。

- (1) 事業計画書
- (2) 個人情報の提供に係る承諾書
- (3) 本店又は主たる事業所の登記簿の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第4条、第5条関係）

年度 森と創る未来へのチャレンジ事業補助金  
（変更）補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

萩市長

年 月 日付けで申請のあった森と創る未来へのチャレンジ事業補助金について、下記のとおり補助金の（変更）交付を決定したので通知します。

記

補助金（変更）交付決定額  
金 円

第3号様式（第4条、第5条関係）

年度 森と創る未来へのチャレンジ事業補助金  
（変更）不交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

萩市長

年 月 日付けで申請のあった森と創る未来へのチャレンジ事業  
補助金について、下記のとおり補助金の不交付を決定したので通知します。

記

不交付とする理由：

第4号様式（第5条関係）

年度 森と創る未来へのチャレンジ事業補助金  
変更承認申請書

年 月 日

萩市長 あて

申請者 氏名

年 月 日付け 第 号において交付決定の通知のあった  
森と創る未来へのチャレンジ事業について、下記のとおり事業内容を変更した  
いので、森と創る未来へのチャレンジ事業補助金交付要綱第5条の規定により  
申請します。

記

1. 変更の理由

2. 変更後の補助金申請額

添付書類

※以下に掲げる書類のうち必要なものを添えて提出すること。

- (1) 変更事業計画書
- (2) その他市長が必要と認める書類

第5号様式（第7条関係）

年度 森と創る未来へのチャレンジ事業  
中止届

年 月 日

萩市長 あて

申請者 氏名

年 月 日付け 第 号において交付決定の通知のあった  
森と創る未来へのチャレンジ事業について、下記のとおり事業を中止したいの  
で、森と創る未来へのチャレンジ事業補助金交付要綱第7条の規定により提出  
します。

記

1. 中止の理由

第6号様式（第8条関係）

年度 森と創る未来へのチャレンジ事業  
完了報告書

年 月 日

萩市長 あて

申請者 氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定（及び 年 月  
日付け 第 号で変更交付決定）の通知のあった森と創る未来へのチ  
ャレンジ事業が完了したので、森と創る未来へのチャレンジ事業補助金交付要  
綱第8条の規定により報告します。

添付書類

- (1) 事業実績報告書
- (2) 補助対象事業に係る経費の支払を証する書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

第7号様式（第9条関係）

年度 森と創る未来へのチャレンジ事業  
補助金額の確定通知書

第 号  
年 月 日

様

萩市長

年 月 日付けで完了報告のあった森と創る未来へのチャレンジ  
事業補助金について、下記のとおり補助金の額の確定をしたので通知します。

記

補助金額

金

円

第 8 号様式 (第 1 0 条関係)

年度 森と創る未来へのチャレンジ事業補助金  
交付請求書

年 月 日

萩市長 あて

申請者 氏名

年 月 日付け 第 号で確定通知のあった森と創る未来へのチャレンジ事業補助金について、森と創る未来へのチャレンジ事業補助金交付要綱第 1 0 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

補助金請求額

金 円

振込先口座

金融機関名	
支店名等	
(フリガナ) 口座名義人	( )
口座の種類	
口座番号	

第9号様式（第11条関係）

年度 森と創る未来へのチャレンジ事業補助金  
交付決定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

萩市長

年 月 日付けで申請のあった森と創る未来へのチャレンジ事業補助金について、下記のとおり補助金の交付決定取消を決定したので通知します。

記

交付決定取消とする理由：

参考様式

個人情報の提供に係る承諾書

年 月 日

萩市林政課長 様

郵便番号  
住 所  
生年月日  
ふりがな  
氏 名

森と創る未来へのチャレンジ事業補助金の交付申請を行うにあたり、市税等の滞納がないことを証明する書類を貴職が直接取得されることについて承諾します。

対象となる市税等

固定資産税、市県民税、軽自動車税、法人市民税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、集落排水処理設備分担金、保育料、児童クラブ利用者負担金、市営住宅使用料（いずれも過年度分を含む）